

# 一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 火災予防条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和5年6月28日・東京都条例第72号

## 1 概要

### (1) 改正理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）の施行に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定を改めるほか、所要の改正を行うもの

### (2) 改正内容

#### ア 急速充電設備関係

規制対象となる急速充電設備の全出力を「20kW超200kW以下」から「200kW超」に変更し上限を撤廃するとともに、位置、構造及び管理の基準を整備した（条例第11条の2関係）。

#### イ 変電設備関係

現行基準は、屋外に設ける「柱上」の変電設備は規制対象外となっていることから、条例第11条第2項の条文に「電気事業者用のもの」に限る旨を加え、「柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く」と改正した（条例第11条第2項関係）。

## 2 施行日

令和5年10月1日